令和８年度第１回　淡路市国民健康保険運営協議会会議録

１　日　　時　令和８年８月２７日（木）
　　開会　午後２時　　閉会　午後３時３０分

２　場　　所　淡路市役所本庁１号館２階　大会議室１・２

３　出席委員　中山雅勝、谷口沙織、下勝健司、東根正二、大橋　明、
　　福富昭伯、濵口雅明、大倉雷太、辻本　稔、長野元昭、
　　宮本　肇、藪内博章、猪坂貴子（順不同・敬称略）

４　欠席委員　島上久生子、中田勢津子（順不同・敬称略）

５　職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名
　　細川浩一郎（健康福祉部長）、中村明美（同部次長兼福祉総務課長）、
　　伊藤伸江（同課主幹）、原田雅隆（同課主査）、
　　多田宣文（同部次長兼健康増進課長）、澤村早苗（同課課長補佐）
　　平磯秀和（総務部付部長（財政・税務担当））、原田千栄（同部税務課長）
　　東野陽子（同課主幹）、脇　正樹（同課係長）

６　意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名
　　なし

７　協議事項
（１）令和７年度淡路市国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算状況について
（２）保健事業について
（３）令和９年度以降の保険税率について

８　報告事項
（１）淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

９　協議の趣旨
●　福祉総務課　令和７年度淡路市国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算状況について説明

○　委　　員　　県の標準保険税率については、いつ頃から示されているのか。
　　また、市の税率は平成３０年度から変わっていないが、これまでの改正のタイミングで標準税率との比較などは行っていたのか。

●　福祉総務課　標準保険税率については、平成３０年度の国保制度改革以降、県から

示されているものと認識している。

● 税 務 課　本市では、おおむね３年ごとに税率について検討しており、その際に標準保険税率や基金残高等を見ながら、据え置くのか、引き上げるのかを検討してきた。
　令和２年度に、令和３年度からの３年間の財政状況等を見込んだ上で、税率を据え置く判断をしたものと考えている。
　これまで基金を活用することで現行税率を維持してきたが、今後については基金残高や標準保険税率との差も踏まえながら判断していく必要がある。

○ 委　　員　令和７年度の国民健康保険税収入が大きく減少しているが、具体的にはどのような所得が減少したのか。

● 税 務 課　特定の業種だけということではないが、営業所得について大きな減少が見られる。前年は漁業関係者、特に海苔養殖等に従事されている方の所得が好調であったが、その後、所得が通常の水準に戻ったことによる影響が大きいと考えている。

○ 委　　員　不納欠損額が増えているが、その理由は何か。

● 税 務 課　不納欠損については、滞納処分の停止後、無資力や所在不明等の状態が３年間継続した場合などに処分を行っている。
　令和７年度については、比較的高額な案件があり、破産や生活困窮等を理由とするものが含まれている。
　高額な数件の案件が不納欠損額全体に大きく影響している。

● 福祉総務課　保健事業について説明

○ 委　　員　令和８年度から始まった胃内視鏡検診について、現在医療センターでは、どの程度受診されているのか。

● 健康増進課　４７０人申込があり、６月、７月の２か月間で受診された方のうち、おおむね３分の１程度が医療センターで受診している印象である。
　申込みをされていても、まだ受診されていない方がいるため、今後、再度受診勧奨を行い、受診漏れがないようにしたい。

○ 委　　員　特定健診の受診率目標について、以前より低い目標となっているのは

なぜか。

● 福祉総務課　令和６年度から新たな計画期間となったことから、これまでの受診実績等を踏まえ、実情に即した現実的な目標値に見直した。

○ 委　　員　平成２４年度頃から、電話や訪問による未受診者への受診勧奨を長年実施しているが、効果はあるのか。

● 福祉総務課　平成２４年度頃から継続して未受診者への勧奨を行っている。
すぐに受診につながらない方もいるが、継続して勧奨を行う中で受診率は徐々に上昇しており、一定の効果はあると考えている。

○ 委　　員　訪問については、見ず知らずの委託事業者が訪問するよりも、本人が知っている地域の方から声を掛けてもらう方が効果的ではないか。
例えば、民生委員など地域の方に協力してもらう方法もあるのではないか。
また、病気になってから対応するだけでなく、子どもの頃から健康について教育することが将来の健康づくりにつながるのではないか。
特定健診は４０歳から７４歳が対象だが、もっと若い頃から健康づくりを進めることが重要だと思う。

● 副 市 長　民生委員についても日頃から多くの業務を担っており、さらに新しいことをお願いすることは難しい面もある。
自治会長等にお願いする方法も含め、どうすれば市民の方に受け入れてもらえるのかという基本的なところから、もう一度考えていく必要があると思う。
また、地道に取組を継続することで、実際に受診につながった方から口コミで広がっていくことも考えられるため、より効果的な方法を検討していきたい。
子どもの頃からの健康づくりについては、市民の健康を守り、それを増進していくことは市の責務であると考えている。
本市では「健康淡路２１」に基づき、様々な取組を行っている。
保育所等では給食を通じた食育を行い、保護者の方にも食事の内容や量等を分かりやすく伝えている。
また、減塩や生活習慣などについても情報発信を行っている。
小学校においても、健康づくりや食育について学ぶ機会を設けている。
短期的な取組だけではなく、小さい頃から健康について考える習慣

を身につけ、それを将来の健康につなげていくことが重要であり、今後も継続して取り組んでいきたい。

○　委　　員　　介護認定を受けた方の特定健診受診率は分かるか。
特に高齢者について、介護認定の有無で受診状況に差があるのではないか。

●　福祉総務課　介護認定の有無による区分では受診率を算出していない。
なお、施設に入所されている方については、一定の要件に該当する場合、特定健診の対象外となるため、その方々を除いて受診率を算出している。

●　福祉総務課　令和９年度以降の保険税率について説明

○　委　　員　　標準保険税率を採用しても不足が出た場合には、一旦県がその不足分を負担し、その後、翌年度にその分を含めた標準保険税率で徴収して県に返していくような仕組みと当初は聞いていた。一方で、最近の説明では、同年度中の精算という話もあり、県の説明も変わってきているように思う。
　また、各市町が標準保険税率と異なる税率を設定することができるのか。その点も含めて県に確認していただきたい。

●　福祉総務課　委員からご意見いただいたとおり、県に確認すべき事項は多くあると考えている。県と十分に意思疎通を行い、内容を確認した上で税率を決定していきたい。
　現時点では、令和９年度から令和１１年度までは各市町が標準保険税率と異なる税率を設定することは可能であり、令和１２年度以降は県内で保険料水準を統一する方向と聞いている。

○　委　　員　　県内の保険料水準統一について、当初は令和９年度頃からという話であったと記憶している。今回の説明では令和１２年度から県内統一ということだが、県の方針が変わったのか。

●　福祉総務課　当初は令和９年度頃の統一が検討されていたが、市町から急激な移行は難しいとの意見等もあり、３年間の移行期間を設け、令和１２年度から完全統一する方向となったと聞いている。

○　委　　員　　淡路島内の他市は、現在、県の標準保険税率を採用しているのか。

● 福祉総務課　島内３市では、現時点で県の標準保険税率を採用している市はない。洲本市については令和１２年度から標準保険税率を採用する予定と聞いている。南あわじ市については、現時点では方針未定と聞いている。

県内では、三木市、加東市が県の標準保険税率を採用している。

○ 委　　員　現在、国民健康保険税の課税限度額に達している世帯はどの程度あるのか。

● 税 務 課　令和７年度の状況では、基礎課税分において１６６世帯で、全世帯のおおむね３％程度となっている。

○ 会　　長　国民健康保険は、市民の命を守る大切な制度であり、今後も安定して制度を維持していかなければならない。

保険料水準の統一については、これまで県から説明を受けてきた内容から変わってきている部分もあるように思う。令和９年度以降の取扱いや精算制度など、今後の保険税率を判断する上で重要な事項については、県に十分確認していただきたい。

その内容をしっかりと整理し、市民の命を守る制度を将来につないでいくという視点を持って、今後の方向性を検討していただきたい。

● 福祉総務課　県の精算制度をはじめ、確認すべき事項について県に確認するとともに、他市町の状況等も整理し、次回の協議会で改めて説明する。

１０　報告の趣旨

● 税 務 課　淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について説明

質疑なし。

１１　その他

● 福祉総務課　今後の淡路市国民健康保険運営協議会の開催予定について説明
（１月に２回開催予定）

● 副 市 長　「健康淡路２１」概要版の各家庭への配布及び健康づくりへの活用について説明